

第 5 3 号議案

足立区文化芸術劇場条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 1 9 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区文化芸術劇場条例の一部を改正する条例

足立区文化芸術劇場条例（平成 1 5 年足立区条例第 5 7 号）の一部を
次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「催し物」を「催物」に改める。

第 1 8 条に次の 1 項を加える。

- 2 区長は、指定管理者を指定しようとする場合は、特別の事情があると認めるときを除き、規則で定めるところにより公募するものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

指定管理者の指定に関する規定を整備するほか、所要の規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。